

『基本憲法Ⅱ—総論・統治』簡易問題集

目次

第1講	憲法総論	2
第2講	国民主権と国民代表制	2
第3講	国会の地位と権能	3
第4講	議院内閣制	4
第5講	内閣	4
第6講	財政	5
第7講	裁判所の権能と構成	6
第8講	違憲審査制	8
第9講	地方自治	9
第10講	天皇制度	10
第11講	平和主義と国際協調主義	11
第12講	憲法の変動と憲法保障	13

※以下は、木下智史＝伊藤建『基本憲法Ⅱ—総論・統治』第1講～第12講に掲載されている
【設問】を抜粋したものです。解説は本書に掲載されています。

第1講 憲法総論

【設問1】「固有の意味の憲法」・「近代的意味の憲法」の区別、「形式的意味の憲法」・「実質的意味の憲法」の区別について説明せよ。

【設問2】「近代立憲主義とは、成文憲法に基づいて国家運営を行おうとする思想ないし実践を意味する」という説明の誤りを指摘せよ。

【設問3】「法の支配」の原則は、日本国憲法にどのように現われているか。

(司法試験1968〔昭和43〕年度第1問)

【設問4】立法及び行政の司法的審査は、権力分立の原則と矛盾しないか。

(司法試験1952〔昭和27〕年度第4問)

【設問5】憲法と法律との関係

(司法試験1951〔昭和26〕年度第1問)

第2講 国民主権と国民代表制

【設問1】「主権が国民に存すること」、「自国の主権を維持し」(いずれも前文)、「主権の存する日本国民」(1条)における「主権」の意味を説明せよ。

【設問2】国民主権の原理を具体化する国民の諸権利

(司法試験1960〔昭和35〕年度第1問)

【設問3】「国会は、必要があると認めるときは、議決により法律案を国民投票に付することができる。その場合、投票の過半数の賛成があるときは、右法律案は法律として成立する。」という趣旨の法律が制定されたと仮定する。この法律に含まれている憲法上の問題点について論ぜよ。

(司法試験1988〔昭和63〕年度第2問)

【設問4】A市において、「市長は、住民全体の利害に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができる。この場合、市長及び議会は、住民投票の結果に従わなければならない。」という趣旨の条例が制定されたと仮定する。この条例に含まれる憲法上の問題点について、「内閣総理大臣は、国民全体の利害に重大な影響を及ぼす事項について、国民投票を実施することができる。この場合、内閣及び国会は、国民投票の結果に従わなければならない。」という趣旨の法律が制定された場合と比較しつつ、論ぜよ。

(旧司法試験2006〔平成18〕年度第2問)

【設問5】国会議員が「全国民の代表」であるとはどういう意味か。

【設問6】政党を基礎にした拘束名簿式比例代表制度について、「選出された国会議員が、自発的に党籍を離脱した場合又は所属政党から除名された場合は、当該議員は議員の地位を失う。この場合、当該議員が所属していた政党の名簿上の順位に従い、繰上げ当選人を決

定する。」という趣旨の規定が法律で定められたと仮定する。この規定に含まれている憲法上の問題点について論ぜよ。
(司法試験1996〔平成8〕年度第2問)

【設問7】政党が民主政治において重要な役割を果たしていることにかんがみ、政党助成金の交付を受けるためには「党首を党員の選挙によって選出しなければならない」との条件を法律で定めたと仮定する。この法律の合憲性について論ぜよ。

(司法試験2003〔平成15〕年度第2問)

第3講 国会の地位と権能

【設問1】国会の最高機関性 (司法試験1952〔昭和27〕年度第2問)

【設問2】立法に関する憲法上の原則 (司法試験1965〔昭和40〕年度第2問)

【設問3】法律の委任について説明せよ。 (司法試験1973〔昭和48〕年度第2問)

【設問4】特定の人あるいは特定の事件のみを対象とする法律を制定することはできるか。

【設問5】省、庁、委員会という国の行政機関の組織、設置・廃止・所掌事務は法律で定めるべきものとされ(国家行政組織法3条・4条)、省の内部部局である官房、局の設置及び所掌事務は政令で定めるとされていること(同法7条5項参照)と、国会は「国の唯一の立法機関である」と定める憲法第41条との関係を説明せよ。

(司法試験1976〔昭和51〕年度第2問・改題)

【設問6】内閣が憲法の規定を直接実施するための政令を制定することは可能か。

【設問7】国会法第56条第1項は、「議員が議案を発議するには、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成を要する。」と定めているが、この規定には、憲法上、どのような意味と問題点があるかを論ぜよ。また、同規定のただし書を改正し、「但し、予算を伴う法律案を発議するには、内閣の同意を必要とする。」とした場合の憲法上の問題点について論ぜよ。

(司法試験1998〔平成10〕年度第2問)

【設問8】議院の国政調査権 (司法試験1958〔昭和33〕年度第1問)

【設問9】議院の国政調査と司法権との関係を論ぜよ。

(司法試験1969〔昭和44〕年度第2問)

【設問10】検察官が捜査中の刑事事件について、報道機関が、国会議員Aの絡んだ贈収賄事件に発展するかもしれないと報道し始めた段階において、A所属の議院が、真相を解明する必要があるとして、担当検察官及びAを証人尋問することには、憲法上いかなる問題があるか。また、Aが起訴された段階及びその裁判が確定した段階においてはどうか。

(司法試験1991〔平成3〕年度第2問)

【設問11】議院の自律権に関する憲法上の原則を明らかにせよ。

(司法試験1963〔昭和38〕年度第2問)

【設問12】議院の規則制定権と国会の法律制定権の競合関係について論ぜよ。

(司法試験2000〔平成12〕年度第2問・改題)

【設問13】国会議員の懲罰

(司法試験1953〔昭和28〕年度第3問)

【設問14】日本国憲法上、国会の両議院の議員は「全国民の代表」とされ(第43条第1項)、議院で行った演説・討論又は表決について院外で責任を問われないとされる(第51条)が、地方公共団体の議会の議員についてはこの種の規定はみられず、また、直接請求による解職の制度が法律で認められている。このような違いがみられるのは何故か。

(司法試験1983〔昭和58〕年度第2問)

【設問15】国会議員が院内で人の名誉を侵害する発言をした場合、民事上、刑事上の責任を問われるか。また、所属議院において、右発言を理由に除名の決議がなされた場合、当該議員はその決議の効力を訴訟で争うことができるか。

(司法試験1994〔平成6〕年度第2問・改題)

【設問16】国会議員であるとともに弁護士でもあるAは、派遣労働者の権利利益を拡充する内容の法律案に関して開催された地方公聴会において、この法律案の必要性を訴える中で、「この法律案に反対している経営者団体の幹部Bは、労働者を搾取することしか考えておらず、自分が担当している訴訟においてもBが違法に労働者を働かせていることを立証済みである。」旨の発言をしたほか、この発言を自己が開設したホームページに掲載した。Bは、Aの発言やホームページへの掲載により名誉を毀損されたとして、国とAを相手取り損害賠償を求めて提訴するとともに、Aが所属する弁護士会に対してその懲戒の請求をした。この事例に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

(旧司法試験2009〔平成21〕年度第2問)

第4講 議院内閣制

【設問1】議院内閣制と大統領制とを比較せよ。

【設問2】裁判所法を改正して、「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、法律案を国会に提出することができる。」という規定を設けたと仮定する。この規定に含まれる憲法上の問題点について、内閣の法律案提出権の場合と比較して論ぜよ。

(旧司法試験2005〔平成17〕年度第2問)

【設問3】衆議院の解散

(司法試験1953〔昭和28〕年度第3問)

第5講 内閣

【設問1】憲法65条にいう「行政権」の意味について説明せよ。

【設問2】いわゆる独立行政委員会と憲法第65条との関係を説明せよ。

(司法試験1972〔昭和47〕年度第2問)

【設問3】行政権の行使についての内閣の責任 (司法試験1955〔昭和30〕年度第4問)

【設問4】内閣は、以前の内閣の時期に制定された法律を違憲であると判断した場合に、憲法第98条第1項及び第99条を根拠として、その法律の執行を中止することができるか。以前の内閣の時期に締結された条約を違憲であると判断した場合にはどうか。それぞれの結論と理由を述べよ。 (司法試験1977〔昭和52〕年度第2問)

【設問5】内閣総理大臣の憲法上の地位 (司法試験1949〔昭和24〕年度第2問)

【設問6】内閣の総辞職 (司法試験1952〔昭和27〕年度第3問)

【設問7】内閣法は、「内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。」(第1条第1項)、「内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国务大臣をもって、これを組織する。」(第2条第1項)、「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的方針その他の案件を発議することができる。」(第4条第2項)、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。」(第6条)等々と定めている。

内閣法のこれらの規定は、日本国憲法についてのどのような理解に基づくものと解すべきかについて、論述せよ。 (国家公務員第I種2001〔平成13〕年度)

【設問8】内閣総理大臣Aの内閣は、日米首脳会談の結果を受けて、「日米貿易摩擦の解消のため日本の産業界への協力を求める」との閣議決定を行った。アメリカの航空機メーカーR社日本支社長は、Aの私邸を訪れ、R社製旅客機の職入を航空会社Z社に勧奨するよう依頼し成功報酬として現金5億円の供与を約束してその承諾を得た。Aは自らの側近の国土交通大臣CにZ社に対してR社製航空機の導入を促す行政指導を行うよう指示し、Z社は、アメリカの航空機会社D社の航空機を購入するとの方針を変更し、R社製航空機を購入した。この決定後、R社からAへの金銭授受が行われた。Aは収賄罪等で起訴された。Aの職務権限の有無に関して憲法上の問題点を論じなさい。

第6講 財 政

【設問1】財政に関する憲法上の原則 (司法試験1959〔昭和34〕年度第2問)

【設問2】国会の法律議決権と予算議決権との相違及び関係について、説明せよ。 (司法試験1978〔昭和53〕年度第2問)

【設問3】予算と条約に対する国会の修正について、内閣の権限との関係に着目して、予算の場合と条約の場合の異同を明らかにしつつ、説明せよ。 (司法試験1985〔昭和60〕年度第2問)

【設問4】法律と予算の不一致がどのような場合に生ずるか、その原因を説明し、不一致が生じた場合の国会と内閣の責務について論ぜよ。 (司法試験1990〔平成2〕年度第2問)

【設問5】予算の不成立 (司法試験1954〔昭和29〕年度第4問)

【設問6】国が、私立学校法にいう私立学校に対して、補助金を支出することは憲法上許されるかどうかについて論ぜよ。また、地方公共団体が、学校教育法にいう幼稚園には該当しないが、これに類似した事業を行う幼児教室に対して補助金を支出する場合はどうか。

(司法試験1995〔平成7〕年度第2問)

【設問7】民間の個人又は団体による教育事業、慈善事業、博愛事業その他の公益事業（以下「教育等公益事業」という。）の自律的で適正な運営を確保し、その発展を支援するため、特定の教育等公益事業につき、国が助成金を交付する制度を次の要領でつくることになったと仮定する。

- 1 助成金の交付の対象となる教育等公益事業は、特定の宗教又は思想信条の信奉、普及又は実践を目的とせず、客観的にもこれと遮断された態様で営まれること。
- 2 助成金の交付を行うか否かの決定は、教育等公益事業の事業主体（以下「事業者」という。）の申請を受けて、内閣の所轄の下に置かれる委員会が行う。委員会の委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員は、独立してその職権を行う。
- 3 助成金の交付を受けた事業者は、教育等公益事業の実施内容及び収支（助成金の使途を含む。）について委員会に報告し、審査を受けなければならない。審査の結果、上記1の要件を満たしていないと認められたときは、委員会は、事業者に対して、助成金の返還等を命ずることができる。
- 4 委員会は、事業者に対し、いつでもその遂行に係る教育等公益事業に関して報告を求め、助言又は勧告をすることができる。

この制度の憲法上の問題点を論ぜよ。(旧司法試験2008〔平成20〕年度第2問)

第7講 裁判所の権能と構成

【設問1】住民訴訟（地方自治法第242条の2）の規定は、憲法第76条第1項及び裁判所法第3条第1項とどのような関係にあるかについて論ぜよ。また、条例が法律に違反することを理由として、住民は当該条例の無効確認の訴えを裁判所に提起できる旨の規定を法律で定めた場合についても論ぜよ。

(司法試験1997〔平成9〕年度第2問)

【設問2】司法権の限界について説明せよ。

(裁判所職員採用総合職試験〔人間科学区分〕2015〔平成25〕年度・改題)

【設問3】「いわゆる部分社会における法律上の係争は、その自主的、自律的解決にゆだねるのが適当であり、裁判所の司法審査の対象にはならない。」という見解について、事例を挙げて論ぜよ。

(司法試験1992〔平成4〕年度第2問)

【設問4】選挙区選出の参議院議員である甲は、参議院本会議での居眠りや野次がひどく、議長や所属政党から口頭での注意をたびたび受けていた。甲の態度はその後も改善されず、平成22年2月某日、甲は酔った状態で本会議に出席し、野次を飛ばすのみならず、対立政党の議員に対し暴力を振るった。このような甲の問題行動を受けて、参議院は出席議員の3分

の2以上の多数による議決で甲を除名処分とした。甲はこの処分を不服として、議員の地位の確認を求めて裁判所に訴えを提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点を、甲が地方議会議員であり、上記と同様の理由で地方議会から除名処分を受けた場合及び甲が参議院議員であり、所属政党から除名処分を受けた場合と比較しつつ論ぜよ。(旧司法試験2010〔平成22〕年度第2問・改題)

【設問5】日本国憲法第76条第2項に、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」とあるが、この規定が置かれている理由を説明せよ。

(司法試験1967〔昭和42〕年度第2問)

【設問6】司法権の独立の意義とこれを支える憲法上の制度について、説明せよ。

(裁判所職員採用総合職試験〔家庭裁判所調査官補〕第1次試験専門試験
2017〔平成29〕年度・改題)

【設問7】司法権の自主性に関する憲法上の原則 (司法試験1961〔昭和36〕年度第2問)

【設問8】最高裁判所の規則制定権と国会の法律制定権の競合関係について論ぜよ。

(司法試験2000〔平成12〕年度第2問・改題)

【設問9】裁判所の自律性について、議院の自律性と対比して論ぜよ。

(司法試験1986〔昭和61〕年度第2問)

【設問10】20* *年* *月に実施された衆議院議員総選挙に伴う最高裁判所裁判官国民審査で審査権を有するAは、審査公報に挙げられていた主要な裁判について、その判決文にまで当たって審査の対象となる各裁判官の見解を調べ、さらに、各裁判官の経歴等も調べた。その結果、各裁判官に対するAの評価は、最高裁判所裁判官として適格と判断した裁判官、不適格と判断した裁判官、そして適格・不適格いずれとも判断できなかった裁判官に分かれた。Aは、不適格と判断した裁判官に対する記載欄には×の記号を記載し、適格・不適格いずれとも判断できなかった裁判官に対する記載欄には何も記載せずに投票した。Aは、適格と判断した裁判官に対する記載欄には○の記号を記載したかったが、国民審査法第15条の規定によって何も記載しないで投票せざるをえなかった。

Aは、最高裁判所裁判官に対する国民審査制度を設けた憲法の趣旨に照らし、現行の制度にはいくつかの問題があると考えた。Aは、現行の国民審査法を合憲とする1952年の最高裁判所大法廷判決を知っていたが、国民審査法第36条に基づく訴訟を提起して、上記最高裁判所判例の変更の必要性も憲法上の主張の1つとして主張しつつ、現行の国民審査制度の是正を図りたいと思った。

以上のことを前提として、以下の各小問に答えなさい。

1. あなたがAの訴訟代理人になった場合、国民審査法第36条に基づく訴訟において、訴訟代理人としてあなたが行う憲法上の主張を述べなさい。
2. 上記1.における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、被告側の反論を想定しつつ、述べなさい。

【資料】最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)

第36条 審査の効力に関し異議があるときは、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、中央選挙管理会を被告として第33条第2項の規定による告示のあった日から30日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。(予備試験2012〔平成24〕年度・改題)

【設問11】 次の各事例における裁判所の措置について、「裁判公開の原則」との関係で生じる憲法上の問題点を挙げて論ぜよ。

1. 映画の上映がわいせつ図画陳列罪に当たるとして、映画製作者が起訴され、当該映画の芸術性・わいせつ性をめぐって争われた刑事訴訟において、裁判所が、わいせつ物の疑いのあるものを一般傍聴人の目にさらすのは適当でないという理由で、公判手続きの傍聴を禁止した場合
2. ある企業が、その保有する営業秘密を不正に取得し使用しようとする者に対し、右不正行為の差止めを求めた民事訴訟において、裁判所が、審理を公開すると営業秘密が公に知られるおそれがあるという理由で、口頭弁論の傍聴を禁止した場合
3. 右の2. の訴訟において、裁判所が、口頭弁論の傍聴は禁止しなかったものの、傍聴人がメモを取ることを禁止した場合 (司法試験1993〔平成5〕年度第2問)

【設問12】 国民の中から選ばれた裁判員が裁判官と共に裁判体を構成する裁判員制度の採用については、憲法上どのような問題があるか。

第8講 違憲審査制

【設問1】 付随的違憲審査制について論ぜよ。

(裁判所職員採用総合職試験〔裁判所事務官〕一般職試験〔大卒程度区分〕
第2次試験専門試験2016〔平成28〕年度)

【設問2】 違憲審査権に関し、次のような見解がある。

「憲法第81条は、最高裁判所に、いわゆる違憲審査権を認めている。ただし、この条文がなくても、一層根本的な考え方からすれば、憲法の最高法規性を規定する憲法第98条、裁判官は憲法に拘束されるとする憲法第76条第3項、そして裁判官の憲法尊重擁護義務を規定する憲法第99条から、違憲審査権は十分に抽出され得る。」

上記見解に列挙されている各条文に即して検討しつつ、違憲審査権をめぐる上記見解の妥当性について、あなた自身の見解を述べなさい。(予備試験2015〔平成27〕年度設問1)

【設問3】 「憲法第81条は、最高裁判所が違憲審査を固有の権限とする第1審にして終審たる憲法裁判所の性格を併有すべきことを規定したものではない」との見解の可否を論ぜよ。
(司法試験1968〔昭和43〕年度第2問)

【設問4】 下級裁判所の裁判権の行使に関し、「下級裁判所は、訴訟において、当該事件に適用される法令が憲法に違反すると認めるときは、その事件を最高裁判所に移送して、当該法令の憲法適合性について最高裁判所の判断を求めなければならない。」という趣旨の法律が制定された場合に生ずる憲法上の問題点について論ぜよ。

(司法試験2001〔平成13〕年度第2問)

【設問5】「内閣は、条約を締結する際、その条約の合憲性について、最高裁判所の見解を求めることができる。最高裁判所が違憲であるとの見解を示した場合は、内閣はその条約を締結することはできない。」という趣旨の法律が制定されたと仮定する。この法律に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

(旧司法試験2007〔平成19〕年度第2問)

【設問6】司法審査の対象となるかどうかについて、衆議院解散の効力の場合と議員定数不均衡の下での選挙の効力の場合とを対比し、その結論と理由を述べよ。

(司法試験1980〔昭和55〕年度第2問)

【設問7】以下の各訴えについて、裁判所は司法権を行使することができるか。

1. 国会で今制定されようとしているA法律は明らかに違憲であるとして、成立前に無効の宣言をするよう求める訴え。
2. B宗教の教義は明らかに憲法第13条の個人の尊重に反しているとして、その違憲確認を求めてC宗教の信徒らが提起した訴え。
3. 自衛隊は憲法第9条に違反する無効な存在であるとして、国に対して、自己の納税分中自衛隊に支出した額の返還を請求する訴え。

(司法試験2002〔平成14〕年度第2問)

【設問8】裁判所の違憲判決には、いわゆる法令違憲の判決といわゆる適用違憲の判決との2つの形態があるといわれる。この2つの形態について、事例を挙げて、説明せよ。

(司法試験1975〔昭和50〕年度第2問)

【設問9】「最高裁判所がある法律を憲法に適合しないと決定した場合には、国会は、その趣旨に従って、直ちに当該法律を改正し、又は廃止しなければならない。」という内容の法律が制定されたと仮定する。この法律に含まれる憲法上の論点について説明せよ。

(司法試験1979〔昭和54〕年度第2問)

【設問10】国会が、いわゆる在宅投票制度を廃止した結果、身体障害等の事情のある者の投票が不可能または著しく困難となった。そこで両議院に対して請願がなされたが、この制度を復活するための立法措置がとられなかった。この場合、当該身体障害等の事情のある者の選挙権が立法不作为によって侵害されたとすれば、その救済のためには、憲法上どのような方法があるか。

(司法試験1981〔昭和56〕年度第2問・改題)

【設問11】「憲法判例の拘束力」および「憲法判例の変更」について論じなさい。

(外務省専門職採用試験2015〔平成27〕年度)

第9講 地方自治

【設問1】地方の自治の本旨

(司法試験1957〔昭和32〕年度第2問)

【設問2】東京都の特別区は、憲法上の「地方公共団体」といえるか。

【設問3】現在の都道府県を統合して、道州制を導入することは憲法に違反しないか。

【設問4】条例制定権の限界を説明し、条例で罰則を設けることが、憲法第31条に反しない

かどうかを論ぜよ。

(司法試験1971〔昭和46〕年度第1問)

【設問5】 条例制定権の限界を説明し、条例で罰則を設けることが、憲法第31条に反しないかどうかを条例と法律との関係における諸論点について、政令と法律との関係の場合と対比しながら、説明せよ。

(司法試験1984〔昭和59〕年度第2問)

【設問6】 X市は、住民の静穏な生活環境を良好に保持するために、次のような趣旨の条例を制定した。この条例の憲法上の問題点について論ぜよ。

1. X市の一定の区域内でパチンコ店を営業しようとする者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)の許可のほか、あらかじめ市長の同意を得なければならない。
2. 市長の不同意に不服がある者は、裁判所に訴えを提起する前に、X市の設置する、市長及び議会から独立して職権を行使する不服裁定機関の裁定を受けなければならない。

(司法試験1999〔平成11〕年度第2問)

【資料】

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

【設問7】 老人医療無料化法(仮称)は、70歳以上の老人で所得が一定額に達しない者は医療を無料で受けることができるものと定めているが、甲県は、条例により、対象年齢を65歳まで引き下げ、かつ、所得制限を緩和して無料医療を実施してきた。しかるに、この施策も一因となり、県財政が困難となったため、起債を行うこととし、地方自治法第250条による自治大臣の許可を求めたところ、自治大臣は、右の条例が違法であることも理由として、許可を与えなかった。そこで、甲県は、右の条例は違法ではなく、また、右の地方自治法の規定は「地方自治の本旨」に反し違憲であると主張した。

右のような問題が生じたと仮定して、甲県及び自治大臣のそれぞれの主張について、憲法上の論点を挙げて説明し、論評せよ。

(司法試験1982〔昭和57〕年度第2問)

(参考)

○旧地方自治法(1999年改正前)

第250条 普通地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

第10講 天皇制度

- 【設問１】天皇の憲法上の地位 (司法試験1951〔昭和26〕年度第２問)
【設問２】天皇の行為に対する内閣の責任 (司法試験1960〔昭和35〕年度第２問)
【設問３】天皇の国事に関する行為の性質を述べ、衆議院を解散することが国事に関する行為の１つとされている理由を説明せよ。 (司法試験1966〔昭和41〕年度第１問)
【設問４】国会と皇室との関係 (司法試験1953〔昭和28〕年度第１問)

第11講 平和主義と国際協調主義

- 【設問１】平和的生存権の法的性質について論ぜよ。
【設問２】警察組織の保持は、憲法９条２項により禁じられないか。
【設問３】日本を軍事的に防衛する組織を保持することは憲法９条２項に違反するか。
【設問４】憲法９条によって、国家の個別的自衛権は放棄されたというべきか。
【設問５】集団的自衛権の行使は、憲法９条に違反しないか。
【設問６】自衛隊の海外派遣は憲法９条に違反しないか。
【設問７】国連憲章第７章の定める強制措置として安全保障理事会の下に結成される国連軍に日本が参加することは憲法９条１項に違反しないか。
【設問８】国際連合の平和維持活動（PKO）に自衛隊が参加することは憲法９条に違反しないか。
【設問９】日本国内にアメリカ軍を駐留させることは、「戦力」の不保持に違反しないか。
【設問10】「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」と定める日米安保条約５条に基づいて、在日米軍と自衛隊とが「共同対処行動」をとることは憲法９条１項に違反しないか。
【設問11】「憲法９条は、法規範性をもたない政治的マニフェストにすぎない」との見解について、論評せよ。

【設問12】防衛省は、憲法９条の下でも、限定的な集団的自衛権は行使しうるとの閣議決定を受けて、同盟関係にあるアメリカに向けて発射された大陸間弾道ミサイルを捕捉し破壊する迎撃ミサイルを開発した。防衛省は、技術的な多くの困難を乗り越えて、大陸間弾道ミサイル迎撃システムを完成させ、その一環として国内12カ所に大陸間弾道弾捕捉用の高精度Ｘバンドレーダーと迎撃用ミサイル発射基地を建設することとした。

防衛省は、上記の迎撃用ミサイル発射基地の１つとして、Ｃ町のＤ山を選定した。同地は、水源かん養用および土砂流出防止用の保安林に指定されていたため（森林法25条１項１号・２号）、同保安林の指定解除を農林水産大臣に申請したところ、農林水産大臣は、森林法26条２項（「農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる」）に基づいて、これを認めた。

しかし、Ｃ町の住民Ｘらは、迎撃用ミサイルは、専らアメリカに向かうミサイルを迎撃す

るものであり、日本への攻撃に対する個別的自衛権の行使とはいえず、憲法9条に違反するものであり、また、迎撃ミサイル基地は他国との戦争時に真っ先に攻撃対象となり、「平和のうちに生存する権利」が脅かされるなどと主張し、大陸間弾道弾迎撃用ミサイルのための基地建設は森林法26条が保安林指定解除の要件として定めている「公益上の理由」を欠き違憲違法であるとして、指定解除の取消しを求めて訴えた（以下、「本件取消訴訟」という）。

X側の主張する「平和のうちに生存する権利」侵害の主張の可否、迎撃ミサイル基地建設が憲法9条に違反するとの主張の是非、さらにこうした事件において、裁判所が憲法判断を行うべきかについて、X側の主張と国側からの反論について論じなさい。

【設問13】 国の外交に関する国会の権限 (司法試験1964〔昭和39〕年度第1問)

【設問14】 内閣が条約を締結して効力を発生させた後国会の承認を求めたが、国会はその一部を修正して承認した。この国会の行為及びその条約の効力について説明せよ。

(司法試験1974〔昭和49〕年度第2問)

【設問15】 条約の国内法上の効力を明らかにせよ。 (司法試験1962〔昭和37〕年度第2問)

【設問16】 憲法に適合しない条約の効力 (司法試験1971〔昭和46〕年度第2問)

【設問17】 条約を違憲とした判決の効力と法律を違憲とした判決の効力について、異同を明らかにしながら、論ぜよ。 (司法試験1989〔平成元〕年度第2問)

【設問18】 内閣は、日本経済のグローバル化を推進するために農産物の市場開放を推し進め、何よりもX国との間での貿易摩擦を解消することを目的として、X国との間で農産物の貿易自由化に関する条約（以下「本条約」という。）を締結した。国会では、本条約の承認をめぐる議論が紛糾したために、事前の承認は得られなかった。国会は、これを事後に承認した。

内閣が本条約上の義務を履行する措置を講じた結果、X国からの農産物輸入量が飛躍的に増加し、日本の食料自給率は20%を下回るまでになることが予想される状況となった。ちなみに、X国の食料自給率は100%を超えており、世界的に見ても60から70%が平均的な数字で、先進国で20%を切る国はない。

農業を営むAは、X国から輸入が増大したのと同じ種類の農産物を生産していたが、X国と日本とでは農地の規模が異なるため大量生産ができず、価格競争力において劣るため、農業を継続することが困難な状況にある。Aは、本条約は、農業を営む者の生存権や職業選択の自由を侵害するのみならず、国民生活の安定にとって不可欠な食料自給体制を崩壊させる違憲な条約であるとして訴訟を提起した。これに対して、被告となった国から本条約は違憲審査の対象とならない旨の主張がなされ、この点が争点となった。

本条約が違憲審査の対象となるか否か、及び本条約について憲法判断を行うべきか否かに関して、Aの主張及び想定される国の主張を簡潔に指摘し、その上でこれらの点に関するあなた自身の見解を述べなさい。 (予備試験2015〔平成27〕年度設問2)

第12講 憲法の変動と憲法保障

【設問1】日本国憲法96条を以下のように変更することは憲法改正の限界を越えるというか。

1. 両議院の総議員の3分の2以上の賛成により発議するとの要件を、両議院の総議員の過半数の賛成による発議と変更すること
2. 国民投票による賛成という要件を廃して、両議院の3分の2以上の賛成により憲法改正が成立すると変更すること

【設問2】国民の多くが自衛隊を合憲であると考えようになったことから、憲法9条の意味は変遷して自衛のための戦力を保有することも憲法に違反するとはいえなくなったといえるか。

【設問3】日本国憲法は占領軍に押しつけられたといえるか。

【設問4】占領下で制定された日本国憲法は、「国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ」と定めるハーグ陸戦法規に違反し無効か。

【設問5】日本国憲法は、大日本帝国憲法の改正とみることはできるか。

【設問6】天皇主権から国民主権への変更がポツダム宣言受諾によって生じたといえるか。

【設問7】日本国憲法の擁護者 (司法試験1953〔昭和28〕年度第4問)

© S.Kinoshita, T.Ito

※ここに掲載した問題を無断で複製・転用・配布・販売などに二次利用することは、著作権法上禁じられています。